

# 神戸地区住民自治協議会規約

## 第1章 総則

(目的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い神戸地区を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を神戸地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市上神戸220番地の3 神戸地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は神戸地区内とする。但し、他の協議会と協力、連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地区まちづくり計画の策定。
- (2) 地区まちづくり活動に関する事業。
- (3) その他目的達成に必要な事業。

## 第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 神戸地区に居住する住民。
- (2) 自治会・神戸地区で活動する団体。
- (3) 神戸地区に住所地を置く事業所。
- (4) その他会長が必要と認める者。

(組織)

第7条 協議会に次の組織を置く。

執行部、役員会、運営委員会、実行委員会、部会

(1) 構成

- ① 執行部は、役員会と運営委員会で構成する。
  - ② 役員会は、会長、副会長、理事、会計、事務局長、事務局次長で構成する。
  - ③ 運営委員会は、役員会と各部長、副部長で構成する。
  - ④ 実行委員会は、事業の内容により、必要に応じて設置し、運営委員会及び各部会員で構成する。
  - ⑤ 部会は、地区代表及び委嘱委員、各団体代表で構成する。
- (2) 委嘱委員は、委員に応募した者及び地域から推薦された者とする。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- |         |       |
|---------|-------|
| (1) 会 長 | 1名    |
| 副会長     | 若干名   |
| 理 事     | 10名以内 |
| 会 計     | 1名    |
| 監 事     | 2名    |
| 事務局長    | 1名    |
| 事務局次長   | 1名    |
- (2) 会長、副会長、理事及び監事は総会において選出する。  
(3) 理事は、各地区自治会長及び地域代表とする。  
(4) 会計、事務局長、事務局次長は、総会の同意を得て会長が任命する。  
(5) 会長は、役員会の同意を得て、顧問及び参与を任命することができる。  
(役員の職務)

第9条 協議会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。  
(2) 会長は実行委員会に委員長、副委員長をおくことができる。  
(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。  
(4) 理事は、他の役員と共に本会の運営について審議する。  
(5) 顧問及び参与は、会長の要請により、会議及び事業に参画する。  
(6) 会計は、協議会の会計事務を処理する。  
(7) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。  
(8) 事務局長は、協議会事務を総括する。  
(9) 事務局次長は、事務局長を補佐する。  
(10) 会長・監事 以外は役職を兼務することができる。  
(役員の仕事)

第10条 前条の役員の仕事は1年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会、実行委員会及び部会（以下「会議」という。）とする。

2 その他、必要に応じて会議を開催する。

(会議の開催及び運営)

第12条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

2 会議を開催するにあたっては、開催日時・場所・議題について、事前に周知することを原則とし、会議は公開とすることを原則とする。会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数と時は、会長または部会長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、運営委員会委員及び部会委員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は、次の事項を決定する。

(1) 地区まちづくり計画。

(2) 会長、副会長、理事、監事の選出及び会計、事務局長、事務局次長の任命同意。

(3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること。

(4) その他、重要事項に関すること。

(役員会)

第14条 会長は、役員会を招集し、議長となる。

2 役員会は、運営委員会に諮る事項を協議する。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

第16条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき、施策を実施するため、必要に応じて協議会に実行委員会を置く。

(部会)

第17条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき、施策を実施するため、協議会に次の部会を置く。

① 福祉部会 ② 健康・スポーツ部会 ③ 生活安全部会 ④ 産業部会

⑤ 教育・文化部会 ⑥ 地域部会

2 部会には、各部担当理事を置き、指導、助言を行う。

3 部長、副部長は、部員の互選による。また、会長は、必要に応じて部会役員を選任することができる。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 部長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会間の調整)

第18条 部会間の調整は、運営委員会が当たることとする。但し、部会相互の協議により協力する場合は、この限りではない。

## 第4章 財務

(会計)

第19条 協議会の運営に関する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第20条 協議会費は、当面各戸別に徴収することとし、金額は総会で決する。

## 第5章 その他

(規約の変更)

第21条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第22条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第23条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

## 附則

- 1 この規約は、平成17年4月9日から施行する。
- 2 平成17年度の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、協議会発足日から平成18年3月31日までとする。
- 3 この規約は、平成18年2月25日から改正施行する。
- 4 この規約は、平成19年4月27日から改正施行する。
- 5 この規約は、平成20年4月26日から改正施行する。
- 6 この規約は、平成21年4月25日から改正施行する。
- 7 この規約は、平成22年4月25日から改正施行する。
- 8 この規約は、平成23年4月24日から改正施行する。
- 9 この規約は、平成24年4月21日から改正施行する。
- 10 この規約は、平成25年4月20日から改正施行する。
- 11 この規約は、平成29年4月15日から改正施行する。
- 12 この規約は、平成31年4月20日から改正施行する。
- 13 この規約は、令和2年4月18日から改正施行する。
- 14 この規約は、令和4年4月16日から改正施行する。